令和8年度にいただいたご意見・回答

日付	分野	地域福祉
5月19日	ご意見	2026年4月の改正民法施行により、離婚後共同親権の選択が可能となりました 。 子の居所指定も共同の意思決定が必要であり 、一方の親による同意なき住所変更の受理は、自治体が「未成年者略取誘拐罪」の幇助や人格権侵害の訴訟リスクを負う懸念があります 。 これを受け、一部の先行自治体では実務運用が開始されていますが、住民福祉の向上と行政リスク回避のため、転出入時に「親権者の双方署名の同意書」を確認するプロセスの導入を強くお願いいたします。
	回答	この度はご意見をいただきありがとうございます 。 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合における未成年者の居住地に関する届出（転入・転出等）については、共同親権である婚姻中と同様、父母双方の同意を求める必要はないとの見解が関係府省庁等連絡会議で示されています。ご提案の内容は、未成年者の居所・転居手続きに関する重要な課題であり、法制度の解釈と自治体運用の両面からの整理と、慎重な検討が必要であると考えており、国の動向も注視してまいります。
9月18日	ご意見	・中低所得世帯への支援はどのようなことをやっているか ・物価高騰対策はどのようなことをやっているか ・職員で上から目線の人がいる
	回答	1　中低所得世帯への支援について 本市では、生活に困りごとを抱える方からの相談を受け付け、世帯の状況に応じて、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などを活用しながら、生活の安定に向けた支援を行っています。 今後も、支援を必要とする方が適切な支援につながるよう、相談体制の充実と関係機関との連携に努めてまいります。 2　物価高騰対策について 本市では、物価高騰による市民生活への影響を軽減するため、国の交付金などを活用し、「物価高騰対応重点支援給付金」や「定額減税調整給付金」など、状況に応じた支援に取り組んできました。 今年度についても、低所得世帯等の冬季における経済的負担を軽減するため、電気代や灯油代などの暖房費の一部を助成する「ほかほか暖房費助成事業」を実施することとしています。 今後も、国や県の動向、物価の状況などを踏まえ、市民生活への影響に配慮した対応に努めてまいります。 3　市職員の対応について 市民の皆様一人ひとりの思いや考えを大切にし、相手の立場に立って、分かりやすく丁寧に対応することは、市職員に求められる大切な姿勢であると考えております。 　このたびいただきましたご意見を真摯に受け止め、市役所や支所を訪れる皆様の気持ちや考えに寄り添い、安心して相談していただけるよう、職員研修の実施や職場への指導など、職員の接遇力の向上に努めてまいります。